

産地活性化総合対策事業実施要領の制定について

〔 22 生 産 第 10890 号 〕
平成 23 年 4 月 1 日
生 産 局 長 通 知

産地活性化総合対策事業については、先に産地活性化総合対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10888号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、産地活性化総合対策事業実施要領を別紙のとおり定めたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な指導をお願いします。

なお、このことに併せ、産地収益力向上支援事業実施要領（平成22年4月1日付け21生産第9809号生産局長通知）、農業・食品産業競争力強化支援事業実施要領（平成17年4月1日付け16生産第8266号生産局長通知）及び大豆価格形成安定化事業実施要領（平成22年4月1日付け21生産第9282号生産局長通知）は廃止することとしたので御了知願いたい。

産地活性化総合対策事業実施要綱

I 産地収益力向上支援事業

(I) 一般地区事業

第1 趣旨

産地活性化総合対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10888号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別表1のIの一般地区推進事業の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

第2 産地収益力向上協議会

- 1 一般地区推進事業を実施しようとする産地においては、産地収益力向上協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

また、要綱別表1のIの事業実施主体の欄の農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める協議会が満たすべき要件は次に掲げるとおりとする。

- (1) 市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、生産者及び本事業における取組に参加する加工業者、流通業者、研究者、経営管理等に関する各種専門家等により協議会を構成されていること。

このうち、市町村は必須の構成員とする。なお、協議会の範囲が複数の市町村にまたがる場合には、該当するすべての市町村が構成員とする。

また、要綱第2の3の(1)の融資主体型補助整備事業を実施する場合にあっては当該事業の事業実施主体を必須の構成員とする。

(2) 一般地区推進事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。

- (3) 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

- 2 協議会は、取組の効果を最大限発揮させるため、原則として、普及指導員又は普及指導の経験者（以下「普及指導員等」という。）を中核として、協議会の構成員を除く外部専門家から構成される産地経営支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置するものとする。

ただし、同様の効果が発揮しうる体制が整備されている場合にはこの限りではない。

- 3 協議会は、必要に応じて議決権を持たないオブザーバーを置くことができるものとし、オブザーバーは、会議に出席して意見を述べることができる。

なお、協議会が支援チームを設置する場合には、都道府県（普及指導センターを含む。）は、協議会にオブザーバーとして参画するものとする。

第3 産地収益力向上プログラム等

1 産地収益力向上プログラムの策定

事業の実施に当たり、協議会は一定の生産規模を有する産地を地区単位として、販売企画力の強化、生産技術力の強化、人材育成力の強化その他の取組を内容とする産地収益力向上プログラム（以下「プログラム」という。）を別記様式第1号により、策定するものとする。

また、要綱別表1のⅠの補助要件の欄の1の生産局長が別に定める内容とは、農業産出額等の成果目標、事業実施期間、対象品目の現状及び目標、事業の実施方針、年度活動計画、活動評価と改善の内容その他別記様式第1号に掲げる項目とする。

2 事業実施期間

要綱第3の1の生産局長が別に定める事業実施期間は、新規にプログラムの承認を受けた年度から翌々年度までの3年間以内とし、新規にプログラムの承認を受けることができる期間は、平成24年度までとする。

3 事業の成果目標

（1）一般地区推進事業、融資主体型補助整備事業及び要綱第2の3の（2）のリース事業の成果目標については、本事業を実施する地区における農業産出額の増加目標額並びに対象品目の産地収益力の増加目標額（農業産出額の増加目標額及び生産コストの縮減目標額を合計したもの）を指標として設定するものとする。

（2）要綱第4の2の生産局長が別に定める成果目標の目標年度は、平成27年度とする。

4 プログラムの承認

（1）協議会は、1により策定したプログラムを地方農政局長等（北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に、原則として当該協議会が所在する都道府県の地方農政事務所を經由して（当該府県に地方農政事務所が存在しない場合には地方農政局長等に直接。以下同じ。）、提出し、その承認を受けるものとする。

（2）既にプログラムの承認を受けて、地区推進事業に取り組んでいる産地において、一般地区推進事業の2年目又は3年目に、融資主体型補助整備事業若しくはリース事業又は一般地区推進事業の取組を追加して実施しようとする場合には、協議会はプログラムを変更し、成果目標を上方修正しなければならない。

（3）プログラムの変更は、（1）に準じて行うものとする。ただし、成果目標の引き下げを伴う変更については、災害その他やむを得ない理由がある場合を除き、認められないものとする。

第4 事業実施計画

1 協議会は、要綱第5の1の（1）に基づき地区推進事業の事業実施計画（以下「地区推進事業計画」という。）を、別記様式第2号により作成するものとする。

2 1の地区推進事業計画は、次の要件を満たすよう作成するものとする。

（1）地域水田農業ビジョン（水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）第3の2に規定する地域農業水田ビジョンをいう。）、野菜の産地強化計画（「野菜の産地強化計画の策定について」

（平成13年11月16日付け13生産第6379号生産局長通知）第1に規定する産地強化計画をいう。）、果樹産地構造改革計画（「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号生産局長通知）第1に規定する果樹産地構造改革計画をいう。）等事業実施市町村を対象とした他の産地の振興を図る計画等との整合が図られていること。

（2）成果目標の目標年度において、市町村内の認定農業者（農業経営基盤強化法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）の数が減少しないこと又は市町村内の認定農業者への農地集積率が減少しないことが見込まれること。

（3）一般地区推進事業の事業費が100万円以上であること。

3 要綱第5の1の（3）の生産局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

（1）要綱別表1のIの事業内容の欄の1の（2）から（4）までの取組のうち、いずれかの中止又は廃止

（2）要綱別表1のIの事業内容の欄の2から6までの取組の中止又は廃止

（3）プログラムの変更を伴う一般地区推進事業計画の変更

（4）補助事業費又は事業量の3割を超える変更

第5 事業の承認及び着手

1 地方農政局長等の承認

（1）地方農政局長等（北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、次の要件をすべて満たす場合に限り、要綱第5の2の地区推進事業計画の承認を行うものとする。

ア 要綱別表1のIの補助要件の欄に掲げる要件をすべて満たしていること。

イ 一般地区推進事業の実施により成果目標が達成されることが見込まれること及び農業産出額の増加目標の増加率が5%を超えるものであること。

ウ 産地収益力の増加目標額（対象品目の農業産出額の増加目標額及び生産コスト縮減相当額の合計）を成果目標の達成のために必要となる産地の事業費で除した数値が全国的見地からみて高いと認められること。

（2）地方農政局長等は、（1）により地区推進事業計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける協議会に対し、別記様式6号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の協議会に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

（3）地方農政局長等は、（2）の承認の通知は、融資主体型補助整備事業及びリース事業の事業実施計画の承認の通知と併せて行うものとする。

2 事業の着手

（1）事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを

得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、協議会は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により、地方農政局長等に提出するものとする。

- (2) (1) のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、協議会は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。

また、この場合において、協議会は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、協議会は、交付決定前に事業に着手した場合には、産地活性化総合対策事業推進費補助金等交付要綱（平成23年4月1日付け22生産第10889号農林水産事務次官依命通知）（以下「交付要綱」という。）第4の規定による申請書（以下「交付申請書」という。）の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 地方農政局長等は、(1) のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう協議会を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第6 事業実施状況の報告

- 1 要綱第6の1に基づく事業実施状況の報告は、プログラム承認年度から目標年度の前年度までの間において、事業実施状況について、別記様式第4号により報告に係る年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。
- 2 地方農政局長等は、1の事業の実施状況報告の内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断される場合等には、協議会に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

第7 事業の評価

- 1 要綱第7の1に基づく協議会による事業評価及びその報告は、別記様式第5号により行うとともに、目標年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。
- 2 要綱第7の2に基づく地方農政局長等による評価は、要綱第7の1に規定する協議会の事業評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けた取組の実施状況に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、協議会に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- 3 地方農政局長等は、要綱第7の1により提出を受けた事業評価シートの内容について、関係部局で構成する検討会を開催し、別記様式第7号によりその評価を行うものとする。

なお、検討会の開催にあたり、事業評価シートの内容を確認するとともに、必要に応じ協議会から聞き取りを行い、評価結果を取りまとめることとする。
- 4 地方農政局長等は、生産局長に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するも

のとする。

- 5 地方農政局長等は、事業評価の結果について、速やかに公表するものとする。なお、公表は、別記様式第7号により行うものとする。
- 6 目標年度において、以下のいずれかに該当する場合、地方農政局長等は当該協議会に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第8号により提出させるものとする。
 - (1) 成果目標が達成されていないと判断される場合
 - (2) 整備事業により導入した施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが計画に対し70%未満の状況が3年間継続している場合（処理加工施設においては、収支率が計画に対し80%未満の状況が3年間継続している場合）
 - (3) リース事業により導入した機械・施設の生産コスト、品質向上及び販売金額のうちいずれかが計画に対し70%未満の状況が3年間継続している場合
- 7 地方農政局長等は、6により協議会を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを生産局長に報告するものとする。
- 8 地方農政局長等は、当該取組終了後、協議会に対し再度事業評価シートを提出させるものとする。

第8 事業の内容

- 1 要綱別表1のIの事業内容は次のとおりとする。

(1) 基本的な取組の事業内容

協議会は、事業実施期間中、次のアに掲げる項目について、毎年度検証し、産地収益力の向上に向けた取組を着実に推進するとともに、次のイからエまでに掲げる取組のうち、少なくとも毎年度一つ以上の取組を実施するものとする。

ア 本事業の推進に当たり毎年度実施すべき検証項目

- (ア) プログラム内容や事業実施計画の妥当性
- (イ) 産地収益力の向上に資する地域資源（もの、人、情報）の探索や活用状況
- (ウ) 農業産出額の動向
- (エ) 産地基幹施設や共同利用機械の効率的な利用に係る体制のあり方
- (オ) 本事業による取組内容や成果を広く周知するための手段

イ 販売企画力を強化するための取組

取引先の多角化や他産地との連携出荷等による安定的な取引関係の構築、地域資源を活かしたブランドづくりや一次加工の導入による製品の付加価値づくり、消費者への直接販売等、産地の販売企画力を強化する取組を実施し、製品の取引価格や出荷量の拡大を図る。

ウ 生産技術力を強化するための取組

新品種や新技術の導入、大型機械の共同利用や作業受委託の斡旋、栽培方法の統一化等、産地の生産技術力を強化する取組を実施し、製品の品質向上や生産コストの削減を図る。

エ 人材育成力を強化するための取組

産地内の生産者に対する税制や経理手法等に関する研修、新卒後継者や新規参

入者等に対し現場での実務を通じて行う教育訓練（OJT）等、経営感覚や生産技術に優れた生産者を育成するための取組を実施し、人材育成力の強化を図る。

（２）基本的な取組の実施基準及び補助対象

要綱別表１のⅠの補助要件の欄の６の生産局長が別に定める要件は、次に掲げるとおりとする。

ア （１）のイの販売企画力を強化するための取組において補助対象とする経費は、製品の栄養成分や残留農薬の分析に要する経費、加工品の試作やアンケート調査に要する経費、実需者等との交流会の開催に要する経費等、当該製品の販売企画力を強化するために直接必要となる経費であること。

イ （１）のウの生産技術力を強化するための取組において補助対象とする経費は、新品種又は新技術を導入・普及するための実証展示ほ場の設置や技術講習会の開催、専用農業機械の改良等、当該製品に係る生産技術力を強化するために直接必要となる経費であること。また、要綱別表１のⅠの事業内容の欄の３の高度技術導入に関する取組（高度技術導入型）を実施する場合は、生産技術力を強化する取組と区分して計上すること。

ウ （１）のエの人材育成力を強化するための取組において補助対象とする経費は、税制等に関する外部講師を招へいするための旅費及び謝金、小売店や卸売市場等の市場調査のための調査員の派遣旅費、技術講習会を開催するための会場借料や資料作成費等、当該産地において人材育成を強化するために直接必要となる経費であること。

（３）追加的な取組の事業内容

協議会は、成果目標の達成に必要な場合には、基本的な取組に加え、要綱別表１のⅠの事業内容の欄の２から６までについて追加的に取組を実施することができる。

ア 農業生産工程管理体制構築に関する取組

（ア）農業生産工程管理体制構築に関する取組の内容

農畜産物を対象として、生産から加工又は流通まで一貫した工程管理体制を確立するため、次の取組を行うものとする。

a 農業生産工程管理体制構築のための調査、検討

（a）生産工程管理を行うための調査の実施

農畜産物の生産状況及び消費動向に係る調査・分析及び診断、農畜産物・土壌・水質の調査・分析

（b）生産工程管理を行うためのチェックリスト、マニュアルの作成

チェックリスト・マニュアルの検討及び作成

（c）生産工程管理を行うための技術の普及

生産工程管理に関する研修会の開催又は、外部研修会への派遣

（d）生産工程管理を効率的に行うためのソフトウェアの活用

生産工程管理を行う際に必要となる記帳などの負担を軽減するためのソフトウェア及び附帯する機器の導入

b 生産工程管理の導入効果の検証

（a）検討会の開催等の導入効果の検証

導入効果の検証・改善点の抽出等

(b) 実証調査の実施

生産工程管理の導入の実証、試験・調査の実施

(c) 検証レポートの作成

事業の経過及び検討会の結果をまとめたものをレポートとして作成

(イ) 農業生産工程管理体制構築に関する取組の実施基準及び留意事項

a 農業生産工程管理体制構築に関する取組においては、(ア)のaの(a)から(c)のすべての取組を行うこととする。

b (ア)のaの(a)の生産工程管理を行うための調査の実施においては、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、補助の対象外とする。

c (ア)のaの(b)の生産工程管理を行うためのチェックリスト・マニュアルの作成においては、農林水産省が公表している「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン(以下、GAPガイドライン)」の内容に則した内容とすることとする。

d (ア)のbの(c)の検証レポートの作成においては、農林水産省は検証レポートの内容を協議会の了承を得た上で公表できるものとする。

イ 高度技術導入に関する取組

要綱別表1のIの事業内容の欄の3の高度技術導入に関する取組については、以下の内容及び実施基準により行うこととする。

(ア) 各高度技術の内容

要綱別表1のIの3に規定する高度技術導入は、次のとおりとする。

a ばれいしょの省力・高品質生産技術体系

フライドポテトやポテトチップス等の加工食品用ばれいしょの高品質かつ省力的な生産技術である「ソイルコンディショニング技術」と、ばれいしょの萌芽を抑制する「エチレン貯蔵技術」とを組み合わせた技術体系を導入することとする。また、実証に当たっては、アクリルアミドの生成抑制に留意した原料ばれいしょの貯蔵・加工手法の開発も併せて実施することとする。

b 茶の収益性向上に資する高度生産技術体系

従前の日本茶とは異なる特色ある香気や水色、機能性等を有する新品種(香駿、サンルージュ、べにふうき等)を普及させるための栽培技術体系の確立、輸出相手国の食品衛生規格基準等に適合した農薬の使用と収量・品質確保を両立させるための防除・施肥技術を含めた栽培技術体系の確立、茶の新芽を生育中に一定期間ほぼ完全に日光を遮って栽培される覆い下茶(被覆資材等により直接茶株を被覆する場合を除く。以下同じ。)を生産拡大するための機械化を含めた省力生産技術体系の確立又は複数の品種(やぶきたを含む場合は品種数が三種類以上の場合に限る。)若しくは複数の茶種(番茶を含む場合は茶種が三種類以上の場合に限る。)に標高若しくは気象条件の異なる茶園を組み合わせることにより気象災害や価格変動へのリスク分散と収穫適期の拡大を図る高品質・安定生産技術の導入のいずれかの取組とする。

c こんにゃくいもの機械化適性品種の導入による省力・低コスト栽培技術体

系

機械化適性を有する新品種（みやままさり等）の導入や種いもの温湯処理技術、越冬栽培技術等を組み合わせた省力・低コスト栽培技術体系を導入することとする。

d 落花生の多収・省力技術体系の確立及び新たな加工技術の開発

今後需要の伸びが期待されるゆで落花生専用品種（おおまさり等）を導入し、機械化一貫体系による省力生産技術を確立するとともに、ゆで落花生としての加工・品質保持技術を併せて開発することとする。

e 露地野菜向け部分施肥技術

うね立て作業と同時に、肥料をうね中央部に限定して施用することにより、施肥量を削減し、生産コストと環境負荷を大幅に低減する技術を導入することとする。

f 果樹関連技術体系

（a）落葉果樹の溶液受粉技術

人工授粉の際に液体増量剤に混ぜた花粉をハndsプレー等で散布することで、ぼんてんや器械などと同等の結実を確保できる省力技術を導入することとする。

（b）マルドリ方式による高品質かんきつ栽培技術

地表面全面マルチと点滴かん水（液肥施用）を組み合わせた「マルドリ方式」栽培技術を導入することとする。

（c）りんごのフェザー苗を利用した早期成園化技術

側枝（フェザー）を多く発生させた大苗（カットツリー）を利用することで、早期成園化する技術を導入することとする。

（d）なしの盛土式根域制御栽培技術

ビニール、遮根シートにより根域を制御しつつ、ドリップかん水を行う技術を導入することとする。

（e）なしのジョイント栽培技術

主枝を接ぎ木連結し、直線状の集合樹に仕立てる栽培技術を導入することとする。

g 施設園芸関連技術体系

（a）いちごのクラウン温度制御技術

いちごの株もと（クラウン部）を局所的に温度制御することにより、果実肥大の向上、収量の平準化及びコスト低減を図る技術を導入することとする。

（b）夏秋期の高品質いちご栽培技術

夏季冷涼な気候を利用し、一季成り性品種を短日処理することにより、低コストで早期出荷を実現する夏秋どりいちご栽培技術を導入することとする。

（c）単為結果性なす品種（あのみのもり等）

着果促進処理が不要で省力的な単為結果性なす品種を導入することとする。

る。

(d) トマトの低段密植多回転栽培技術

トマトの単位面積当たりの栽植密度を上げるとともに、第1～3花房程度を残して摘心する短期栽培を繰り返す栽培技術を導入することとする。

h 畜産関連技術体系

(a) 発酵リキッドフィーディング技術

食品残さ等を用いた液状飼料（リキッドフィード）の製造過程に、乳酸菌による発酵調整等を行うことで、飼料成分の安定性、家畜への嗜好性及び飼料の保存性等を向上させる飼料製造技術体系とする。

(b) 稲の立毛放牧等による水田を有効活用した放牧技術

稲の立毛放牧や稲発酵粗飼料の水田での給与を行うことで、肉用牛繁殖牛の秋冬期の放牧期間の延長を図ることにより、コスト低減効果を拡大させる放牧技術体系を導入することとする。

(c) 高性能収穫機の活用による高品質発酵粗飼料の生産技術

汎用型自走式細断型収穫機及び飼料用稲専用自走式細断型収穫機を利用することで、高圧密に圧縮したロールを成形して良質サイレージの生産を進める飼料生産収穫調製技術体系を導入することとする。

i 高度環境制御栽培施設関連技術体系

季節や天候に左右されずに、野菜、花き等の植物を計画的・安定的に生産するために必要な、光、温度、養分等の生育環境の高度制御技術の導入、関連栽培技術の習得、新品種の実証及び生産管理手法（GAP、トレーサビリティシステム等）の導入を行うこととする。

j 地域特認技術

産地の収益力を向上させるために有用な「篤農家が生み出した技術、（独）農業・食品産業技術総合研究機構から公表された普及に移しうる成果、都道府県試験研究機関や大学等が開発した技術等」の活用や組合せによる技術であると、地方農政局長等が認めた技術を導入することとする。

(イ) 高度技術導入検討会の開催

協議会は、高度技術の導入に取り組む生産者、農業関係機関、市町村、普及指導センター等で構成する高度技術導入検討会を開催し、次に掲げる事項について検討を行い、報告書の取りまとめを行う。

- a 導入すべき技術内容の選定・検討
- b 実証展示ほ場の設置・管理
- c 高度技術の導入効果の測定・分析
- d 高度技術を普及するための方策
- e その他高度技術の導入に関する事項

(ウ) 実証展示ほ場の設置

協議会は、高度技術の導入による生産コストの縮減や品質向上に係る効果を測定・分析するとともに、当該高度技術を普及するための実証展示ほ場を設置する。

(エ) 高度技術の導入効果の調査・評価

協議会は、(ウ)の実証結果を踏まえ、生産コストの縮減や所得向上に係る効果を測定・分析し、高度技術導入検討会等に報告するとともに、必要に応じて、現地検討会を開催し、生産者に対して当該技術の内容や導入効果を普及するものとする。また、当該技術の普及に必要なマニュアル等の作成に努めるものとする。

(オ) 高度技術の導入の実施基準及び留意事項

高度技術導入に関する取組の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意することとする。

- a 高度技術の選定及び実証に当たっては、都道府県試験研究機関及び普及指導センターの支援・指導を受けるよう、連携体制の確保に十分留意すること。
- b (ウ)の実証展示ほ場の設置に当たっては、当該高度技術の導入による経営改善効果を検証する上で必要かつ十分な規模を確保する観点から、一定の経営規模を有する農家等のほ場に、当該実証展示ほ場を設置し、管理を委託することができるものとし、当該受託者に対する実証展示ほ場の借り上げ相当経費、追加的に必要となる肥料や農薬等の生産資材の掛かり増し経費を、3haを限度として補助対象経費として計上できるものとする。ただし、実証展示ほ場の借り上げ相当経費については、当該地域の標準小作料単価を用いて算出することとする。
- c (エ)の導入効果の調査・評価に当たっては、作業日誌等の記帳手当、作業時間や経営費等のとりまとめに係る調査員手当、収穫物の品質分析に要する経費、調査票等の作成費を補助対象経費として計上できるものとする。また、現地検討会の開催については、必要な会場借料、移動用バスの借り上げ経費、資料作成費を補助対象経費に計上できるものとする。
- d 高度技術の実証又は普及に必要となる機械・設備をリース方式によって導入する場合には、当該年度におけるリース料金を補助対象経費に計上できる。また、補助対象経費に計上できる機械・設備の種類は、別紙2のとおりとする。リース方式による機械・設備の導入に当たっては、リース会社との一般的な契約による場合のほか、当該技術を導入する上で必要となる機械を所有する者が協議会に参加する生産者へ有償貸与を行い、当該機械・設備を導入する場合もこれに含み得るものとする。この場合、事業実施年度ごとに必要となるリース料相当額については、次式によって算定された金額を上限とする。ただし、諸経費はリース物件価格の20%以内とする。また、法定耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）によるものとする。

$$\text{「リース料相当額」} = (\text{物件残存価格(税抜き)} + \text{諸経費(税抜き)}) \div \text{法定耐用年数のうち残存年数}$$

- e (ア)のaのばれいしよの省力・高品質技術体系の導入に当たっては、ば

れいしょ品種の選定や原料ばれいしょの供給方法等について実需者との調整・連携を十分図るとともに、ばれいしょ加工品のアクリルアミド対策を併せて検討する。また、加工段階においてアクリルアミド対策を実施する場合には、当該加工事業者が設置する送風機等の関連機器をリース補助の対象種目に加えることができるものとする。

f (ア) の b の茶の高度生産技術のうち、

(a) 特色ある新品種の普及に係る実証展示ほ場を設置する場合には、b に加え、改植のための種苗費（新品種のものに限る。）及びマルチ資材費を、1 ha を限度として補助対象経費に計上できるものとする。また、当該実証ほ場において収穫された茶の荒茶又は仕上茶の加工委託費やアミノ酸成分等の分析委託費を計上できるものとする。

(b) 輸出相手国の食品衛生規格基準等に適合した農薬の使用と収量・品質確保を両立させるための防除・施肥体系を含めた栽培技術の確立に係る実証展示ほ場を設置する場合には、b に加え、土壌・農薬等の分析委託費及び防除機器等の改良費を補助対象経費に計上できるものとする。

(c) 覆い下茶の省力生産技術体系の確立に係る実証展示ほ場を設置する場合には、b に加え、被覆資材の購入経費を 1 ha を限度として補助対象経費に計上できるほか、当該実証ほ場において収穫された茶の荒茶又は仕上茶への加工委託費やアミノ酸成分等の分析委託費を計上できるものとする。

(d) 品種・標高差等を組み合わせた高品質・安定生産技術に係る実証展示ほ場を設置する場合には、b に加え、新たな茶品種や茶種の導入に必要な種苗費、資材費、荒茶の加工適性に関する分析費を計上できるものとする。

g (ア) の c のこんにゃくいもの省力・低コスト栽培技術体系の実証については、b に加え、新品種の導入に係る種苗費及び越冬栽培用の冬期被覆資材費を補助対象経費に計上できるものとする。

h (ア) の d の落花生の多収・省力技術体系の実証等については、b に加え、新品種の導入に係る種苗費、播種機や収穫機の開発・改良に係る委託費、ゆで落花生の加工・包装技術の開発に係る委託費を補助対象経費に計上できるものとする。

i (ア) の e の露地野菜向け部分施肥技術体系の実証については、b に加え、土壌・肥料等の分析委託費を補助対象経費に計上できるものとする。

j (ア) の f の果樹関連技術体系のうち、

(a) 落葉果樹の溶液受粉技術に係る実証展示ほ場を設置する場合には、b に加え、ハンドスプレーや花粉の液体増量剤等の落葉果樹の溶液受粉技術の導入に必要な資材に係る費用を計上できるものとする。

(b) マルドリ方式による高品質かんきつ栽培技術に係る実証展示ほ場を設置する場合には、b に加え、マルチや液肥タンク、かん水制御装置、かん水チューブ等の当該技術導入に必要な資機材及び樹体の水分ストレスを計測する機器及びそこで得られた情報を診断する情報処理機器（パソコン等）を補助対象経費に計上することができるものとする。

- (c) りんごのフェザー苗を利用した早期成園化技術に係る実証展示ほ場を設置する場合には、bに加え、改植及び新植に係る種苗費や支柱等の当該技術導入に必要な資材費を、1haを限度として補助対象経費に計上できるものとする。
- (d) なしの盛土式根域制御栽培技術に係る実証展示ほ場を設置する場合には、bに加え、改植及び新植に係る種苗費や遮根シート、支柱、誘引ワイヤー等の当該技術に必要な資材費を、1haを限度として補助対象経費に計上できるものとする。
- (e) なしのジョイント栽培技術に係る実証展示ほ場を設置する場合には、bに加え、改植及び新植に係る種苗費や支柱、誘引ワイヤー等の当該技術導入に必要な資材費を、1haを限度として補助対象経費に計上できるものとする。
- k (ア) のgの施設園芸関連技術体系の実証については、bに加え、種苗費、資材費、生産物や土壌等の分析委託費等を補助対象経費に計上できるものとする。
- l (ア) のhの畜産関連技術体系のうち、
 - (a) の発酵リキッドフィーディング技術の実証等については、bに加え、飼料の一般成分・安全性及び畜産物の評価に係る分析費を補助対象経費に計上できるものとする。
 - (c) の高性能収穫機の活用による高品質発酵粗飼料の生産技術については、bに加え、飼料の一般成分及び畜産物の評価に係る分析費を補助対象経費に計上できるものとする。
- m (ア) のiの高度環境制御栽培施設関連技術体系の実証については、bに加え、種苗費、資材費、備品費、生産物や土壌の分析委託費、技術習得のための研修受講費および旅費等を補助対象経費に計上できるものとする。
- n (ア) のjの地域特認技術の実証については、bに加え、資材費、備品費、生産物や土壌等の分析委託費、各種調査のための旅費等を補助対象経費に計上できるものとする。

ウ 地産地消の取組

(ア) 地産地消の取組の内容

農畜産物を対象とした地産地消の推進を図るため、次の取組のうち必要な取組を行うものとする。

a 地産地消の推進に必要な調査、検討

地産地消を推進するために必要な生産者、実需者、消費者等を対象にした調査及び生産者、消費者、実需者、有識者等関係者による検討を行う。

b 周年・多品目供給体制の構築

(a) 学校給食等向け地場農畜産物の規格・処理基準等の作成

学校給食等において地場農畜産物を積極的に使用するための納入規格・処理基準等の検討及び作成を行う。

(b) 巡回集荷等の効率的な集出荷システムの構築

巡回集荷や既存流通システムの活用等、直売所や学校給食等に対して、地場農畜産物を安定的に供給するための集出荷システムの構築実証を行う。

c 直売施設の機能強化やネットワーク化

(a) 直売所の機能強化

直売所の経営・機能改善のために必要な販売情報等管理機器、包装・調製機器、生産履歴情報管理機器、冷蔵・冷凍機器、陳列設備等のリースによる導入を行う。

(b) 量販店等において地場農畜産物を販売する店舗・コーナー等（以下「インショップ」という。）における機器・設備の導入

インショップの展開のために必要な販売情報等管理機器、冷蔵・冷凍機器、陳列設備等の機器・設備等のリースによる導入を行う。

(c) 直売所のネットワーク化の構築

直売所間の連携を図るための販売時点情報管理システムのソフトウェア開発・導入や配送体制の構築のための実証を行う。

d 生産者と消費者等との交流活動、農作業体験

地場農畜産物や地域農業への理解の増進を図るための生産者と消費者、学校給食関係者、児童等との交流活動や農作業体験を行う。

(イ) 地産地消の取組の実施基準及び補助対象

a (ア) の a の地産地消の取組に必要な調査、検討に当たっては、検討会の開催費、消費者ニーズ等の調査費等を補助の対象とする。

b (ア) の b の (a) の学校給食等向け地場農畜産物の規格・処理基準等の作成に当たっては、関係者との意見交換に要する経費、規格・処理基準等に関する調査費、規格・処理基準等マニュアルの印刷製本・配布費を補助の対象とする。

c (ア) の b の (b) の巡回集荷等の効率的な集出荷システムの構築及び (ア) の c の (c) の直売所のネットワーク化の構築に当たっては、販売時点情報管理システムの開発・導入、巡回集荷等の試行委託料等新たなシステム構築に要する経費を補助の対象とする。なお、巡回集荷等の試行委託等、実証に対する補助については必要最低限の期間とする。

d (ア) の c の直売施設の機能強化やネットワーク化に当たっては、直売所の機能強化に向けた課題が明確であり、その解決に必要不可欠な場合に限り、販売情報等管理機器、包装・調製機器、生産履歴情報管理機器、冷蔵・冷凍機器、陳列設備など必要な機器・設備の導入に要する費用のほか、販売時点情報管理システム開発費及びコンサルタント経費を補助対象とできるものとする。この場合、協議会として、当該機器・設備の導入やコンサルティング等による産地の収益力向上に係る分析・評価を定期的に行うとともに、機器・設備の管理を徹底することとする。なお、協議会は、機器・設備について、適切と判断される場合は、委託契約等書面により協議会の構成員に管理を委託又は貸与することができるものとする。この場合、管理者又は貸し出しを受ける者は、当該協議会の構成員のうち、市町村、生産者団体、法人格を持

つ農業者の組織する団体等であって、適切に機器・設備を管理する能力を有するものとする。

コンサルタント経費は、補助対象事業費の上限を年間120万円とする。

(ア)のcの(a)及び(b)の機器・設備等の導入に当たっては、リースに限るものとし、リース料及び設置工事費を補助対象とできるものとする。

- e (ア)のdの農作業体験に当たっては、新たに農業者のほ場を借り上げ、当該ほ場を農作業体験の場として活用する場合のほ場の借り上げ経費、農業者への指導謝金、資材等の経費を補助対象とできるものとする。

エ 花粉交配用昆虫等国内供給力強化の取組

(ア) 花粉交配用昆虫等国内供給力強化の取組の内容

a 蜜源植物確保に対する取組

みつばちが増殖できる環境を整備するため、蜜源樹木の植栽を行う。これに先立ち、蜜源樹木が植栽可能なほ場の調査や情報共有会議を開催する。

b 花粉交配用昆虫利用技術の実証

クロマルハナバチ等セイヨウミツバチ以外の訪花昆虫について、授粉能力、障害果の発生、帰巢能力等の検証を行うため、実証ほの設置及び検討会の開催を行う。実証ほの設置にあたっては、イの(ウ)に準ずるものとする。また、技術普及のためのマニュアル作成等を積極的に行うものとする。

c 人工授粉用国産花粉の確保

産地内で必要な人工授粉用花粉の量を産地内において確保する。

(イ) 花粉交配用昆虫等国内供給力強化の取組の実施基準及び補助対象

- a (ア)のaのみつばちの蜜源となる樹木を植栽するために必要なほ場選定に係る調査及び情報共有会議の開催、蜜源樹木の植栽に係る種苗費や肥料代等の経費を計上できるものとする。ただし、土地の購入及び借上げ等に係る経費は対象外とする。

- b (ア)のbのクロマルハナバチ等セイヨウミツバチ以外の訪花昆虫について、授粉能力、障害果の発生、帰巢能力等の検証を行い、当該訪花昆虫利用技術の確立及び普及に係る経費を計上できるものとする。

- c (ア)のcの人工授粉用花粉を産地内で確保するために必要な資機材及び附帯する機器を計上できるものとする。ただし、これら資機材を設置・保管するための施設等は対象外とする。

(4) 支援チームに関する取組

ア 支援チームに関する取組の内容

支援チームは、協議会からの依頼に基づき、協議会及びその構成員に対し以下の取組を行うものとする。

(ア) 販売企画力や生産技術力を強化するための技術指導・経営指導

(イ) 実需者とのマッチング活動に対する指導・助言（製品の流通・販売状況に関する調査を含む。）

(ウ) 人材育成の活動に対する指導・助言（農業者の経営に関する意向調査を含む。）

(エ) その他必要な指導・助言

なお、普及指導員等は、上記の取り組みを円滑に進めるため、協議会からの依頼内容の確認及び外部専門家との調整を行うとともに、実需者のニーズや産地の生産力を踏まえた取組の提案等を行うことにより、支援チーム全体のコーディネーターとしての役割を果たすものとする。

また、支援チームは、要綱別表2の事業種類の欄の1の事業実施主体と連携し、事業実施主体の求めに応じて、可能な範囲で経営事例等の収集に協力するものとする。

イ 支援チームに関する取組の実施基準

支援チームに関する取組に当たって、協議会は取組の内容について、事前に書面で確認をしておくこととする。

- 2 一般地区推進事業において補助対象となる経費は、一般地区推進事業に直接要する別紙1の経費であって一般地区推進事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。なお、その整理に当たっては、別紙1の費目ごとに経費を整理するとともに特別会計等の区分整理を行うこととする。

また、次の取組は、補助対象としない。

- (1) 国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- (2) 産地の収益力の向上を主目的としない取組
- (3) 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる取組
- (4) 農畜産物の生産費補てん（生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償
- (5) 販売促進のためにPR活動としてのポスター・リーフレット等の作成、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会等の開催

別紙 1

地区推進補助対象経費

一般地区推進事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、協議会による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	

	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	・ 原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・ C D－R O M等の少額な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な器具等	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席または技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・ 事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。

委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	飲食費	事業を実施するために直接必要な会議を開催する際の茶菓代の経費	・会議におけるお茶・コーヒー等簡素なものに限り、弁当は認めない。
	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

1. 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
2. 支払が翌年度となる場合
3. 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

別紙 2

一般地区推進事業のうち高度技術の導入に係るリース方式で導入可能な農業機械は以下のとおりとする。

作目	機械	備考
ばれいしょ	ベッドフォーマ、セパレータ、深植プランター、オフセットハーベスタ、アクリルアミド低減送風機	
茶	乗用型送風式型捕虫機械、乗用型減農薬散布機、害虫発生予察システム、被覆資材巻き取り機、被覆茶対応乗用型管理機	
こんにゃくいも	温湯処理機、ガス給湯器、栽培管理ビークル	
落花生	マルチ播種同時作業機、堀取り機	
露地野菜	畝立同時施肥機	
施設野菜、施設果樹、施設花き	園芸用ハウス、養液栽培装置、照明装置、換気装置、複合環境制御装置、局所温度制御装置、変電施設、集中管理棟、育苗装置、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力かん水施肥装置、点滴かん水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、閉鎖型苗生産施設、細霧冷房施設、加温装置、除湿装置、自動炭酸ガス発生装置 等	
畜産	(発酵リキッドフィーディング技術) 原料受入機、破袋・分別機、混合機、加熱殺菌機、冷却機、発酵処理機、飼料タンク、コンベア、洗浄機 等 (稲の立毛放牧等による水田を有効活用した放牧技術) 電気牧柵、簡易給水施設 等 (高性能収穫機の活用による高品質発酵粗飼料の生産技術) 汎用型ロールベアラー、梱包格納機 等	